

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

ページ

1	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について.....	1
2	共生社会の実現に向けた取組について.....	23
3	当事者目線の障がい福祉の推進について.....	25
4	「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」の策定について.....	27
5	神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について.....	31
6	「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の策定について.....	35
7	「神奈川県再犯防止推進計画」の改定について.....	37
8	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について.....	40
9	「神奈川県高齢者居住安定確保計画」の改定について.....	44
10	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画の策定について.....	48
11	県立愛名やまゆり園の再整備について.....	52
12	県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について.....	53
13	県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について.....	57
14	「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の改定について.....	64
15	生活困窮者対策の取組について.....	67

## 1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 条例の見直しの結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条 例 名	見直し結果
1	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	条例の運用上の課題は見受けられない。
2	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
3	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
4	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
5	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
6	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
7	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
8	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
9	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	

10	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
11	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
12	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例	
13	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	
14	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
15	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
16	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
17	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
18	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
19	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
20	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	

条例の見直し結果概要 1

条 例 名	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (新条例名：女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例) ※令和6年4月1日より改正条例施行	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第2号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局共生推進本部室	
条 例 の 概 要	社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めている。	
検       討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	本条例は、社会福祉法の規定より条例で定めることとされている婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものであり、必要な条例である。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	本条例に定める基準により、入所者が自立した生活を送るために必要な設備の整備等、婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の適切な運営が確保されており、有効である。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	本条例に定める基準は、婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の運営について必要かつ十分な規制を行っており、効率的である。
	基本方針適合性 (県政の基本方針に適合しているか。) 	本条例は、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性の保護を行う婦人保護施設（新：女性自立支援施設）の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものであり、「かながわグランドデザイン」のプロジェクト12「男女共同参画」（新：プロジェクト9「生活困窮」）の一環として、県政の基本方針に適合したものである。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	本条例に定める基準は、社会福祉法の規定により厚生労働省令で定める基準に従い、基準を標準とし、又は基準を参酌した内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。
	その他 	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準が制定され、令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要 2

条 例 名	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第5号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	
条 例 の 概 要	児童福祉法第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	本条例は、児童福祉施設に入所している者が明るく衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するため、児童福祉法に基づき必要な事項を定めるものであることから、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、施設の設置基準や職員配置、施設長の資格等に関するものであり、入所者の健やかな育成に資するものであることから、有効である。  【児童福祉施設数（県所管域）】565施設（令和5年3月31日現在）
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、児童福祉施設入所者の健やかな育成に資するものであり、「かながわグランドデザイン」実施計画の政策分野IV「健康・福祉」及びV「教育・子育て」の施策体系に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	児童福祉法の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない。
	その他	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 3

条 例 名		軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号		平成25年神奈川県条例第14号	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要		社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされており、必要な条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づき、軽費老人ホームの開設の許認可を行っており、有効に機能している。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めるもので、当然、その内容は憲法、法令に抵触しない。	
	その他	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。	
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 4

条 例 名	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第15号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要	老人福祉法第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされており、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づき、養護老人ホームの開設の許認可を行っており、有効に機能している。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めるもので、当然、その内容は憲法、法令に抵触しない。
	その他	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	



条例の見直し結果概要 5

条 例 名	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第16号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要	老人福祉法第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされており、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づき、特別養護老人ホームの許認可を行っており、有効に機能している。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めるもので、当然、その内容は憲法、法令に抵触しない。
	その他	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 6

条 例 名	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第17号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要	介護保険法第88条第1項及び第2項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	介護保険法により、省令の規定する基準に基づき、又はこれを参酌して指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされており、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づき、指定介護老人福祉施設の指定、指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保する上で、有効に機能している。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、指定及び指定更新は本庁機関が、運営指導は保健福祉事務所がそれぞれ実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	本条例は、基準省令に定める基準に従い、又はこれを参酌して指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもので、当然、その内容は憲法、法令に抵触しない。
	その他	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 7

条 例 名	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第18号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要	介護保険法第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、介護保険法により条例で定めることとされている介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、介護老人保健施設の開設許可・許可更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める人員、施設及び設備並びに運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複していない。また、開設許可・許可更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 (県政の基本方針に適合しているか。)	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「Ⅲ介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、介護保険法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。厚生労働省令は主に介護報酬改定時期に合わせ改正され、本条例もその都度改正を行うこととしているため、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 8

条 例 名	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第20号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要	介護保険法第74条第1項及び第2項並びに第72条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第42条第1項第2号の規定に基づく基準該当居宅サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定居宅サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、指定及び指定更新は本庁機関が、運営指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和2年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日及び同年6月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 9

条 例 名	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第21号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要	介護保険法第115条の4第1項及び第2項並びに第115条の2の2第1項の規定に基づく指定介護予防居宅サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準、同法第54条第1項第2号の規定に基づく基準該当介護予防サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、指定及び指定更新は本庁機関が、運営指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和2年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日及び同年6月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 10

条 例 名	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成30年神奈川県条例第46号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	
条 例 の 概 要	介護保険法第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、介護保険法により条例で定めることとされている介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、介護医療院の開設許可・許可更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める人員、施設及び設備並びに運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複していない。また、開設許可・許可更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「Ⅲ介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、介護保険法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。厚生労働省令は主に介護報酬改定時期に合わせ改正され、本条例もその都度改正を行うこととしているため、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p>理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 11

条 例 名	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第12号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （ 現在でも必要 な条例か。 ）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により条例で定めることとされている福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めており、今後、福祉ホームを運営等する者がいる場合には、本条例に基づいて実施するため、必要な条例である。
	有効性 （ 現行の内容で課題が 解決できるか。 ）	福祉ホームを運営等する者がいる場合には、本条例に基づき、届出事項の審査及び指導を行うこととしており、適切な地域生活支援事業における支援の提供を確保するため、有効に機能する。  【施設数】0施設（令和5年4月1日）
	効率性 （ 現行の内容で効率的 といえるか。 ）	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、効率的である。
	基本方針適合性 （ 県政の基本的な方針に 適合しているか。 ）	本条例で定める事項は、「障害者が地域で安心してくらするしくみづくり」を進める「かながわグランドデザイン」の方向性に合致し、また「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的な視点である「イ 地域生活への移行及び地域生活の継続に向けた支援」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （ 憲法、法令に抵触し ないか。 ）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 12

条 例 名	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例		
条 例 番 号	昭和45年神奈川県条例第31号		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となった後の心身障害者に年金を支給する等のため、神奈川県心身障害者扶養共済制度を設け、同制度の運用に必要な事項について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の、親亡き後の不安の軽減を図ることを目的に設けられた制度であり、現在もその意義は失われておらず、制度の運用について定めた本条例は、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	加入者である保護者等が死亡等した場合に、心身障害者に終身一定額の年金を支給する心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進及び心身障害者の将来への保護者の抱く不安の軽減に有効に機能している。 【令和4年度実績】 加入者777人、年金受給権者744人、年金支給額244,370千円	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	心身障害者扶養共済制度は、全ての都道府県及び政令指定都市において条例を定め、実施されている。国は、制度が安定的かつ効率的に運営されるよう心身障害者扶養共済制度条例準則を定め、適宜適切な見直しを行なっている。本条例はこの準則と整合をとって規定し、施行されているものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「障害者が地域で安心してくらするしくみづくり」を進める「かながわランドデザイン」の方向性に合致し、また「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的な視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、心身障害者扶養共済制度条例準則と整合をとった内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。	
その他			
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	



条例の見直し結果概要 13

条 例 名	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例		
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第6号		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により条例で定めることとされている地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、地域活動支援センターの届出事項の審査及び指導監督を行っており、地域活動支援センターにおける適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 【施設数】85施設（令和5年4月1日）	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複していない。また、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の趣旨に照らして効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例で定める事項は、「障害者が地域で安心してくらすせるしくみづくり」を進める「かながわグランドデザイン」の方向性に合致し、また「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的な視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 14

条 例 名	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第7号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	
条 例 の 概 要	児童福祉法第21条の5の19第1項及び第2項並びに第21条の5の17第1項の規定に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第21条の5の4第1項第2号の規定に基づく基準該当通所支援の事業が満たすべき基準等を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、児童福祉法により条例で定めることとされている指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、指定通所支援事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定通所支援等の提供を確保するため、有効に機能している。 【指定事業所数】607事業所（令和5年3月）
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらすせるしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、児童福祉法に基づき内閣府令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	令和5年5月にこども家庭庁の設置に係る指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正を行った。今後同府令の一部改正が行われ令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 条例の運用上の課題は見受けられないため。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 15

条 例 名	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第8号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	
条 例 の 概 要	児童福祉法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	本条例は、児童福祉法により条例で定めることとされている指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づき、指定障害児入所施設等の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定障害児入所施設等の提供を確保するため、有効に機能している。  【指定施設数】12施設（令和5年3月）
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	本条例は、児童福祉法に基づき内閣府令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 16

条 例 名	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第9号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	
条例の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第43条第1項及び第2項並びに第41条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第30条第1項第2号イの規定に基づく基準該当障害福祉サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>現在でも必要な条例か。</small>	本条例は、法により条例で定めることとされている指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 <small>現行の内容で課題が解決できるか。</small>	本条例に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。【指定事業所数】1,952事業所（令和5年3月）
	効率性 <small>現行の内容で効率的といえるか。</small>	本条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針 適合性 <small>県政の基本的な方針に適合しているか。</small>	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらすせるしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>憲法、法令に抵触しないか。</small>	本条例は、法に基づき主務省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和3年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	令和5年5月にこども家庭庁の設置に係る指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正を行った。今後同命令の一部改正が行われ令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。	
	⑤ 廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 17

条 例 名		指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
条 例 番 号		平成25年神奈川県条例第10号
所 管 室 課		福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
条 例 の 概 要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第44条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めている。
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定障害者支援施設の指定・指定更新及び指導監督を行っており、指定障害者支援施設における適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 【指定施設数】45施設（令和5年3月）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらすせるしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき主務省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和3年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	令和5年5月にこども家庭庁の設置に係る指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正を行った。今後同省令の一部改正が行われ令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  条例の運用上の課題は見受けられないため。
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。	
	⑤ 廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 18

条 例 名		障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
条 例 番 号		平成25年神奈川県条例第11号
所 管 室 課		福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
条 例 の 概 要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めている。
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、障害福祉サービス事業者の指導監督を行っており、適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。 【事業所数】622事業所（令和5年3月）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき主務省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和3年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、令和6年4月1日に施行されるため、所要の改正を行う。
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p>理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 19

条 例 名	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第13号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、障害者支援施設の指導監督を行っており、障害者支援施設における適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 【施設数】45施設（令和5年3月）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める障害者支援施設の設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらすせるしくみづくり」及び「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき主務省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。令和3年度に厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>

条例の見直し結果概要 20

条 例 名	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第3号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	
条 例 の 概 要	生活保護法第39条第1項の規定に基づく同法第38条第1項に規定する保護施設の設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	本条例は、生活保護法第39条の規定に基づき、配置する職員及びその員数その他の保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものであるから、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例の内容で保護施設は利用者に対し、健全な環境の下で、職員による適切な処遇を行うよう機能し、また、実績においても定員に対する利用者数が定員相当数で推移していることから有効性が認められる。  【施設数】 3施設  【利用者数】（定員180）  R5年 174、R4年 181、R3年 184、R2年 185、H31年 187  （各年3月31日現在）※定員変化なし
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、令和3年度に国の「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、本条例を国の基準と整合するように改正していることから、明確かつ限定的であり、効率的である。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例で定める事項は、生活保護法に基づく施設の設備及び運営に関する基準であり、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の政策分野IV「健康・福祉」の主要施策「生活を支える福祉の充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	生活保護法第39条に基づき、施設の設備及び運営に関する基準を定める条例であり、憲法、法令に抵触しない
	その他	
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>



## 2 共生社会の実現に向けた取組について

共生社会の実現に向けた令和5年度の主な取組結果等について報告する。

### (1) 令和5年度の取組

#### ア 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、令和5年7月26日に津久井やまゆり園で追悼式（式典、献花）を実施した。

#### イ ともに生きる社会かながわ憲章の普及

- ・ 県のたより、市町村広報誌、タウン誌への記事掲載、駅等への憲章ポスター掲示、SNS発信等、さまざまな媒体を活用した広報を実施した。
- ・ 新たに「ともに生きる社会かながわ応援大使」として書家の金澤翔子さんを任命した。
- ・ 市町村、企業、団体等と連携したイベントでの憲章のPR活動（24か所）や大学等への出前講座（10校、13回）、学生の自主的活動の発表会等を行った。
- ・ 「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進を行った。
- ・ 憲章や「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」のほか、共生社会に資する情報をまとめたリーフレットを作成し、障害福祉サービス事業所を通じてポスティングを行った。（20万部）

#### 【憲章認知度】

令和5年度の県民ニーズ調査における「ともに生きる社会かながわ憲章」の認知度は、前年度比9.3ポイント増の39.5%だった。

#### ウ 障がい者の社会参加機会の拡充

- ・ 「ともいきアート」の展示（リアル+メタバース）や、障がい児が芸術に触れあうためのワークショップを実施した（4校、72人参加）。
- ・ 昨年度に引き続き、分身ロボットOrihimeを活用した在宅就労の県職員（会計年度任用職員）を1名雇用した。
- ・ メタバースを活用した交流やデジタルコンテンツの作成方法を学ぶ講習会を実施した。（全6回、延べ34人）

- ・ 農福連携を進めるための就農体験会（お試しノウフク）を実施した。（マッチング件数18か所、延べ225人：1月末現在）

#### エ 地域での理解やつながりを増やす取組

- ・ 鎌倉の由比ガ浜付近で海岸清掃活動（インクルーシブビーチクリーンwith鎌倉海藻パーク）を実施した（11月1日）。（107人参加）
- ・ 「ともいきボランティア」を立ち上げ（6月）、お祭りなど地域イベントで憲章の普及活動を実施した。（147人登録 1月末現在）

#### (2) 令和6年度の取組の方向性

さらに多くの県民に憲章の内容を知っていただけるよう、広報を継続するとともに、共生社会の実現に向けて、県民の意識や行動の変容を促す取組を実施する。

### 3 当事者目線の障がい福祉の推進について

令和5年4月1日に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく、令和5年度の主な取組結果等について報告する。

#### (1) 障がい者の意思決定支援の推進

##### ア 令和5年度を取組

###### (ア) 県版ガイドラインの普及

県職員が障害者支援施設を訪問し、意思決定支援の実践に必要な具体的手法を示した「県版ガイドライン」を活用して、その意義を説明し、取組を促した。

###### (イ) 専門アドバイザーによる助言等

意思決定支援の具体的な実践に向けて助言する「意思決定支援専門アドバイザー」を、障害者支援施設16か所に派遣し、併せて、取組の経費の一部を補助した。

###### (ウ) 研修の実施

国の「意思決定支援ガイドライン」及び「県版ガイドライン」に基づいて、基礎的な知識や具体的な手法を学ぶ障害福祉サービス等の従事者向けの研修を実施した(4回開催、237名参加)。

###### (エ) 実践報告会の開催

障害者支援施設の支援者が、意思決定支援に取り組む好事例を共有する「実践報告会」を開催した(3回開催、198名参加)。

##### イ 令和6年度を取組の方向性

意思決定支援の全県展開に向けて、「県版ガイドライン」の普及や専門アドバイザーの派遣を行うなど、県内全域の障害者支援施設における取組を、引き続き推進していく。

#### (2) 条例の普及啓発に係る主な取組

##### ア 令和5年度を取組

###### (ア) 県民に対する取組

- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発と併せたイベント等における条例を周知するポスターの掲示やリーフレットの配布
- ・ 「当事者目線の権利擁護支援全国フォーラム in 神奈川 ～これからの地域共生社会と障害福祉～」の開催(令和6年2月3日、

4日)

(イ) 障害福祉サービス提供事業者等に対する取組

- ・ 障がい当事者関係団体等と連携した条例の「わかりやすい版」等を活用した勉強会の実施（34回）
- ・ 障がい当事者と連携した障がい者を対象とした条例勉強会の開催（令和5年9月23日）

(ウ) 若年層に対する取組

- ・ 県教育委員会と連携し、人権教育を各学校で実践するための学習教材である「人権学習ワークシート集（小・中学校編）」に条例の紹介を掲載
- ・ 小・中学校、高等学校の児童、生徒及び教員を対象に障がい者を講師とした出前講座の実施（小学校6校（7回）、中学校2校（4回※）、高等学校5校（6回※））

※記載のうち中学校2回、高等学校1回は3月中に実施予定

- ・ 県内の5大学（神奈川大学、横浜国立大学、田園調布学園大学、県立保健福祉大学、関東学院大学）における「当事者目線の障がい福祉」の授業の実施

(エ) 県職員に対する取組

- ・ 新任管理職員研修や新採用職員研修、福祉職専門研修などの各階層別研修の実施
- ・ 本庁の課長以上の職にある者等を対象とした障がい当事者の講話等のセミナーの開催（令和5年6月9日）
- ・ 津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメント等を活用した実地研修の実施

## イ 令和6年度取組の方向性

条例の理念の実現に向けて、さらに多くの県民が当事者目線の障害福祉を理解し、実践につながるよう、障がい当事者等と連携するなどして、効果的な普及啓発に取り組んでいく。

## 4 「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」の策定について

困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力被害者等を支援するための「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」（以下「新計画」という。）を策定することとし、今般、令和6年度を初年度とする新計画案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和5年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に新計画素案を報告
	新計画素案に対するパブリック・コメントを実施
令和6年1月	神奈川県男女共同参画審議会において新計画案を審議

### (2) 策定のポイント

#### ア 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指す計画とする。

#### イ 基本理念

##### (ア) 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施する。

##### (イ) 当事者目線に立った支援

困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施する。

##### (ウ) 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施する。

## ウ 重点目標

- (ア) 関係機関と連携・協働した支援体制の充実  
関係機関と連携した支援体制や、支援人材育成等を充実させる。
- (イ) 早期発見・対応と周知啓発  
困難な問題を抱える女性等の早期発見・対応、支援に関する周知啓発や暴力等の未然防止に向けた意識啓発を強化する。
- (ウ) 安心して相談できる体制の整備  
相談窓口等の機能充実や利用促進を行う。
- (エ) 安心・安全が守られる保護体制の整備  
困難な問題を抱える女性等の安心・安全を確保し、一時保護における利用者への適切な支援を行う。
- (オ) 自分らしく暮らすための自立支援の促進  
安心・安全で自立した生活に向けて、切れ目ない支援体制を整備する。

### (3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和5年12月15日～令和6年1月14日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報X（旧Twitter）への投稿、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

#### エ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数 254件
- (イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 第1章「女性支援事業の経緯と今日的意義」に関する意見	7
b 第2章「計画の基本的な考え方」に関する意見	4
c 第3章「困難な問題を抱える女性の状況及び取り組み	7

むべき事項」に関する意見	
d 第4章「計画の内容」に関する意見	190
e 第5章「推進体制」に関する意見	10
f 参考資料に関する意見	2
g 計画全体に関する意見	27
h その他	7
計	254

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	124
b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	17
c 今後の施策や取組の参考とするもの	76
d 計画に反映できないもの	22
e その他（感想・質問等）	15
計	254

(エ) 主な意見

a 計画案に反映した意見

- ・ 相談者の生きづらさを解決するため、相談窓口を継続して設置してほしい。
- ・ 売春防止法について、改正されてどうなったのか分かりやすく記述してほしい。
- ・ 女性相談支援員には経験年数が長い人も短い人もいるため、意見を聞くなど工夫して、充実した研修を実施してほしい。
- ・ 県の役割について、詳細を追記してほしい。

b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見

- ・ 民間団体への委託や支援について、適切に評価してほしい。
- ・ 当事者の家族を含めた保護体制を検討してほしい。

c 今後の施策や取組の参考とする意見

- ・ 女性相談支援員の役割は重要なので、正規職員を増やし、雇用が安定するようにしてほしい。
- ・ 相談窓口の時間帯や手段などを、もっと拡充してほしい。

d 反映できない意見

- ・ 民間団体等が事業費を悪用する可能性があるため、県や市町

村のみで支援した方が良い。

e その他（感想・質問等）

- ・ 表題に「女性等」とあり、女性だけが対象でないことに注目した。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ パブリック・コメントを踏まえて、一部の文言を修正及び追記し、図・表の掲載箇所等を修正した。
- ・ 第1章の今日的な課題の考え方と、第4章の基本目標や基本理念とのつながりを、より分かりやすく記載した。
- ・ 女性のための総合相談窓口の設置や、社会とのつながりを維持した女性支援施設の確保などの新規施策を追記した。

(5) 今後のスケジュール

令和6年3月 新計画の策定

<別添参考資料>

参考資料1 「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」案



## 5 神奈川県子ども・子育て支援推進条例の改正について

平成19年10月に制定した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」（以下「支援条例」という。）について、当事者目線に立って子どもに関する施策を推進するため、また、令和5年4月に施行された「こども基本法」等を踏まえ、改正を行うこととし、今般、改正骨子案を作成したので報告する。

### (1) 経緯

支援条例について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、当事者目線に立って子どもに関する施策を推進するため、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った施策の推進等について、支援条例への位置付けを検討する必要がある旨を、令和5年9月の第3回県議会定例会厚生常任委員会で報告した。

また、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、同年12月22日には国の子ども施策の基本方針である「こども大綱」が策定された。

これらを踏まえ、次のとおり支援条例の改正骨子案を作成する。

### (2) 改正骨子案のポイント

#### ア 目的

子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らすことができ、未来を担う人材として社会全体で育む「こどもまんなか社会」を実現し、もって誰もが自分らしく幸せに暮らせる社会をつくることを目的とする。

#### イ 基本理念等

##### (ア) 基本理念

「こどもまんなか社会」の実現に向けた子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として推進する旨を規定する。

- ・ 子どもの権利条約の基本的な考え方である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」を踏まえ、子どもの権利を尊重し、擁護すること。また、全ての子どもは、社会参画の機会を確保され、社会の一員として意見を表明することができ、その意見が施策に適切に反映されること。
- ・ 父母その他の保護者が子育ての責任を果たせるよう、子育てしやすい社会環境を整備し、子育ての負担軽減や不安解消を図るこ

と。

- ・ 社会全体が子育てに関わる当事者として主体的に連携し協力すること。

(イ) 県の責務

県は、市町村、県民、事業者及び子ども・子育て支援機関等と連携し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた子どもに関する施策を策定し、これを総合的、計画的かつ広域的に実施する旨を規定する。

**ウ 基本的施策**

(ア) 子どもの権利擁護に係る施策の推進

いじめ、虐待等の権利侵害について、近年の子どもを取り巻く環境、国の政策動向を踏まえ、いじめや虐待の早期発見や、相談体制の整備、社会的養護及び自立支援の充実等について規定する。

(イ) 子ども・子育てに係る施策の推進

- ・ 子どもの健やかな育ちのための施策

子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりや、孤独・孤立の状態にある子ども、ひきこもり当事者とその家族等に対して必要な施策の推進について規定する。

- ・ 困難を抱える子どもへの施策

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもやヤングケアラーへの必要な施策の推進について規定する。

- ・ 子育てしやすい社会環境づくり

子どもを生み、育てる家庭に対して、子育ての負担の軽減を図るための支援や、家庭生活における子育てと職業活動などとの両立支援について規定する。

(3) 改正骨子案

別紙のとおり

(4) 今後のスケジュール

令和6年3月～ 県子ども・若者施策審議会での審議

当事者、市町村、関係団体等との意見交換

6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に支援条例改正素案（たたき台）を報告、支援条例改正素案（たたき台）に対するパブリック・コメントの実施

9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に支援条例改正

12月 素案を報告  
令和7年4月 第3回県議会定例会に支援条例改正議案を提出  
改正支援条例施行

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正骨子案

第1章 総則

第1節 通則

- 1 目的
- 2 定義

第2節 基本理念等

- 3 基本理念
- 4 県の責務
- 5 情報の提供及び意見の聴取
- 6 市町村との連携
- 7 子ども・子育て支援機関等の責務
- 8 事業者の責務
- 9 県民の責務

第2章 基本的施策

第1節 施策の基本的な考え方

- 10 理念の普及啓発
- 11 かながわ子どもまんなか月間（仮）
- 12 子どもの意見表明の機会の確保
- 13 子どもに関する基本計画
- 14 年次報告書の作成及び公表

第2節 子どもの権利擁護

- 15 子どもの権利擁護

第3節 子ども・子育て

- 16 子どもの健やかな育ちのための施策の推進
- 17 困難を抱える子どもへの施策の推進
- 18 子育てしやすい社会環境づくりの推進

第4節 推進体制

- 19 人材の確保、育成等
- 20 調査研究
- 21 障害者施策及び高齢者施策との連携
- 22 推進体制の整備
- 23 要保護児童対策地域協議会の活動推進
- 24 顕彰
- 25 子育て支援に取り組む事業者の認証
- 26 委任

## 6 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の策定について

こども基本法第10条第1項に規定する「都道府県こども計画」の策定に向けた基本的な考え方について報告する。

### (1) 策定の経緯

こども基本法において、都道府県は、政府が策定する「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を策定する。

<p><b>【国の3つの大綱】</b>          少子化社会対策大綱          子どもの貧困対策大綱          子供・若者育成支援推進大綱</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(統合)</p> <p style="text-align: center;">「こども大綱」の策定</p>	<p><b>【県の子ども・若者施策に関する計画】</b>          神奈川県子どもの貧困対策推進計画          かながわ子ども・若者支援指針          かながわ子どもみらいプラン</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(統合)</p> <p style="text-align: center;">「かながわ子ども・若者みらい計画」(仮称)の策定</p>
--	--

### (2) 策定に向けた基本的な考え方

#### ア 計画の位置付け

- ・ こども基本法第10条第1項に規定された「都道府県こども計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定された「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定された「都道府県計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定された「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定された「都道府県行動計画」
- ・ 県子ども・子育て支援推進条例（今後改正予定）に基づく計画
- ・ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する特定課題に対応した個別計画

#### イ 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

## ウ 計画の対象

すべての子ども・若者（新生児期からポスト青年期まで（0歳から40歳未満まで））、子育て家庭、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とする。ただし、政策課題によっては、ポスト青年期後（40歳以後）の年齢層についても対象とすることがある。

## エ 対象区域

県内全市町村とする。

## オ 計画の記載事項

- (ア) こども大綱を踏まえた以下の取組
  - ・ ライフステージを通した子ども・若者施策に関する事項
  - ・ ライフステージ別の子ども・若者施策に関する事項
  - ・ 子育て当事者への支援に関する事項
- (イ) 県子ども・子育て支援推進条例の改正内容を踏まえた子ども・若者施策に関する事項
- (ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園等の需給計画及び保育士等の人材確保や資質向上に関する計画を改定

## (3) 今後の主なスケジュール

- |         |   |
|---------|---|
| 令和6年3月～ | 県子ども・若者施策審議会での審議<br>当事者、市町村、関係団体等との意見交換           |
| 9月      | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に骨子案を報告                           |
| 12月     | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案を報告<br>計画素案に対するパブリック・コメントの実施 |
| 令和7年2月  | 第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告                           |
| 3月      | 県子ども・若者施策審議会に計画案を報告<br>計画の策定                      |

## 7 「神奈川県再犯防止推進計画」の改定について

平成31年3月に策定した「神奈川県再犯防止推進計画」について、計画期間を5年（平成31年度～令和5年度）としているため、本県における再犯防止に係る現況を踏まえ、改定を行うこととし、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和5年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
12月 ～令和6年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年2月	神奈川県再犯防止推進会議において改定計画案を審議

### (2) 改定のポイント

#### ア 市町村や関係機関等とのネットワークの構築

市町村・国機関・民間協力者等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して支援することができるよう、ネットワークの構築を進める。

#### イ 立ち直ろうとしている者の意見の反映

罪を犯し立ち直ろうとしている者へのヒアリングを行い、課題や必要な支援について検討し計画に位置付ける。

#### ウ 高齢者・障がい者等への支援体制の強化

刑務所等を出所した高齢者、障がい者や薬物で罪を犯した者の再犯者率等が高いことなどから、保護観察所や地方検察庁等の国機関と連携し、支援体制を強化する。

#### エ 保護司等の民間協力者等の活動支援

保護司や自助グループ等の活動に対する地域の理解を深めるため、広報・周知の強化を図るなど、活動しやすい環境づくりを進める。

#### オ 再犯防止に向けた理解促進

再犯防止を取り巻く現状や過去に罪を犯した者の置かれている状況

の理解促進を図り、罪を犯した者の立ち直りを支える地域社会づくりを目指す。

### (3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和5年12月22日～令和6年1月22日

#### イ 意見募集方法

県ホームページ、県のたよりへの掲載、県広報X（旧Twitter）への投稿、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。）、ファクシミリ等

#### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 26件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 計画の概要	2
b 本県における再犯防止を取り巻く状況	0
c 施策の展開	22
d 計画の推進体制	1
e 資料	0
f その他	1
計	26

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	15
b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	3
c 今後の施策や取組の参考とするもの	6
d 計画に反映できないもの	0
e その他（感想・質問等）	2
計	26



(エ) 主な意見

a 計画案に反映した意見

- ・ 高齢者や障がい者の刑務所出所者等を福祉的支援につなぐ県地域生活定着支援センターなどの機関が、刑務所出所者等に伴走的に関わり続けられるような支援体制づくりに取り組んでいただきたい。

b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見

- ・ 行政として組織を横断して庁内連携を進めるなど、再犯防止に向けた重層的な関わりが求められる。

c 今後の施策や取組の参考とする意見

- ・ 県地域生活定着支援センターとは別に、県内各地域で、福祉支援が必要な人を対象とする相談支援機関の設置を検討してはどうか。

e その他（感想・質問等）

- ・ 国、県、市町村でそれぞれが果たすべき役割を明確にしつつ、協力しながら再犯防止に取り組む体制が一層進むことを期待している。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 計画案の「2（1）高齢者又は障がいのある者等への支援」に、県地域生活定着支援センターにおける、刑務所出所者等を受け入れた施設等へのフォローアップの取組について追記した。
- ・ 計画案の「4（1）犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援」の【現状と課題】の性犯罪に関する記載など一部を修正した。

(5) 今後のスケジュール

令和6年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料2 「神奈川県再犯防止推進計画」改定案

## 8 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

令和3年3月に策定した「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」については、計画期間が3年（令和3年度～令和5年度）であることから、今般、令和6年度を初年度とする計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和5年12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
12月 ～令和6年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年2月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画案を審議

### (2) 改定のポイント

#### ア ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。

#### イ 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

#### ウ 認知症基本法を踏まえた施策の展開

令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。

認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

#### エ ケアラーへの支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

## オ 介護人材の確保

介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、処遇の改善、職場環境の改善などの取組を総合的に実施する。

## カ 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

### (3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和5年12月22日～令和6年1月22日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

#### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 32件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 地域包括ケアシステムの深化・推進に関するもの	6
b 安全・安心な地域づくりに関するもの	1
c 未病改善の取組の推進に関するもの	7
d 認知症施策の総合的な推進に関するもの	4
e 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上に関するもの	2
f 自立支援・重度化防止の取組の支援に関するもの	2
g その他	10
計	32

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
a 計画案に反映したもの	15
b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	4
c 今後の施策や取組の参考とするもの	10
d 計画に反映できないもの	0
e その他（感想・質問等）	3
計	32

(エ) 主な意見

- a 計画案に反映した意見
  - ・ 在宅療養高齢者が必要な口腔ケア・歯科治療を受ける機会を増やすための取組を推進してほしい。
- b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見
  - ・ 住民主体の通いの場の設置数は地域によって偏在があるため、トータルだけではなく、圏域や自治体ごと等、細かく見ていく必要がある。
- c 今後の施策や取組の参考とする意見
  - ・ 老人クラブの会員数の減少に歯止めがかかっていないのは、老人クラブ以外の活動をしているだけでなく、老人クラブが高齢化の進行で維持していくのが大変になっている現状もあると考えられる。
- e その他（感想・質問等）
  - ・ 高齢者の安全・安心に関する状況やケアラーの状況に関するデータが充実し、大変参考になった。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 市町村との調整を踏まえ、「計画の目標値等」に第9期のサービス見込量、施設整備目標値及び2040年度のサービス見込量を記載した。
- ・ パブリック・コメントを踏まえた修正を行った。

(5) 今後のスケジュール

令和6年3月 神奈川県社会福祉審議会に改定計画案を報告  
改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料3 「かながわ高齢者保健福祉計画」改定案

## 9 「神奈川県高齢者居住安定確保計画」の改定について

平成23年4月に策定した「神奈川県高齢者居住安定確保計画」について、改定を行うこととし、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) 計画の概要

神奈川県高齢者居住安定確保計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく法定計画として、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策の一体的な取組等を定めたもので、原則として5年ごとに見直しを行うこととしており、平成23年4月に策定後、これまで2回の改定を行っている。

### (2) 改定の趣旨

前回の改定（平成31年）から5年が経過したため、この間の高齢単身世帯や空き家の増加などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

### (3) 改定に向けたこれまでの取組

令和4年10月～	学識経験者等への意見聴取（5回）
令和5年11月	関係市町村や庁内関係部局への意見照会
令和5年12月	第3回県議会定例会建設・企業常任委員会及び厚生常任委員会に改定素案を報告
令和5年12月 ～令和6年1月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年2月	改定案の取りまとめ 市町村と法定協議

### (4) 素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和5年12月18日～令和6年1月17日

#### イ 意見募集方法

県ホームページ、県のたよりへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む）

む。)、ファクシミリ等

## エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 6件

(イ) 意見の内訳

区分	件数
a 高齢者を取り巻く現状と課題に関するもの	1
b 目標達成のための施策に関するもの	2
c その他	3
計	6

(ウ) 意見の反映状況

区分	件数
a 改定案に反映した（している）意見	5
b 今後の計画推進の中で参考にする意見	0
c 改定案に反映できない意見	0
d その他（質問、感想等）	1
計	6

(エ) 主な意見

a 改定案に反映した（している）意見

- ・ 高齢者を取り巻く課題と施策の関連性にわかりにくい箇所がある。
- ・ 相談体制のイメージ図がわかりにくい。 等

d その他（質問、感想など）

- ・ フロー図や相談窓口の一覧等があり、読みやすい。

## (5) 改定案の概要

### ア 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10箇年

### イ 基本理念

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

## ウ 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

- (ア) 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備
  - ・ 高齢期における住まい・住み替えに関する相談体制の充実
  - ・ 多世代居住のまちづくりの推進 など
- (イ) 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備
  - ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給及び適正管理の促進
  - ・ 介護保健施設の計画的な整備 など
- (ウ) 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実
  - ・ セーフティネット住宅の確保と供給の促進
  - ・ 居住支援コーディネーターの養成 など

## (6) 今後のスケジュール

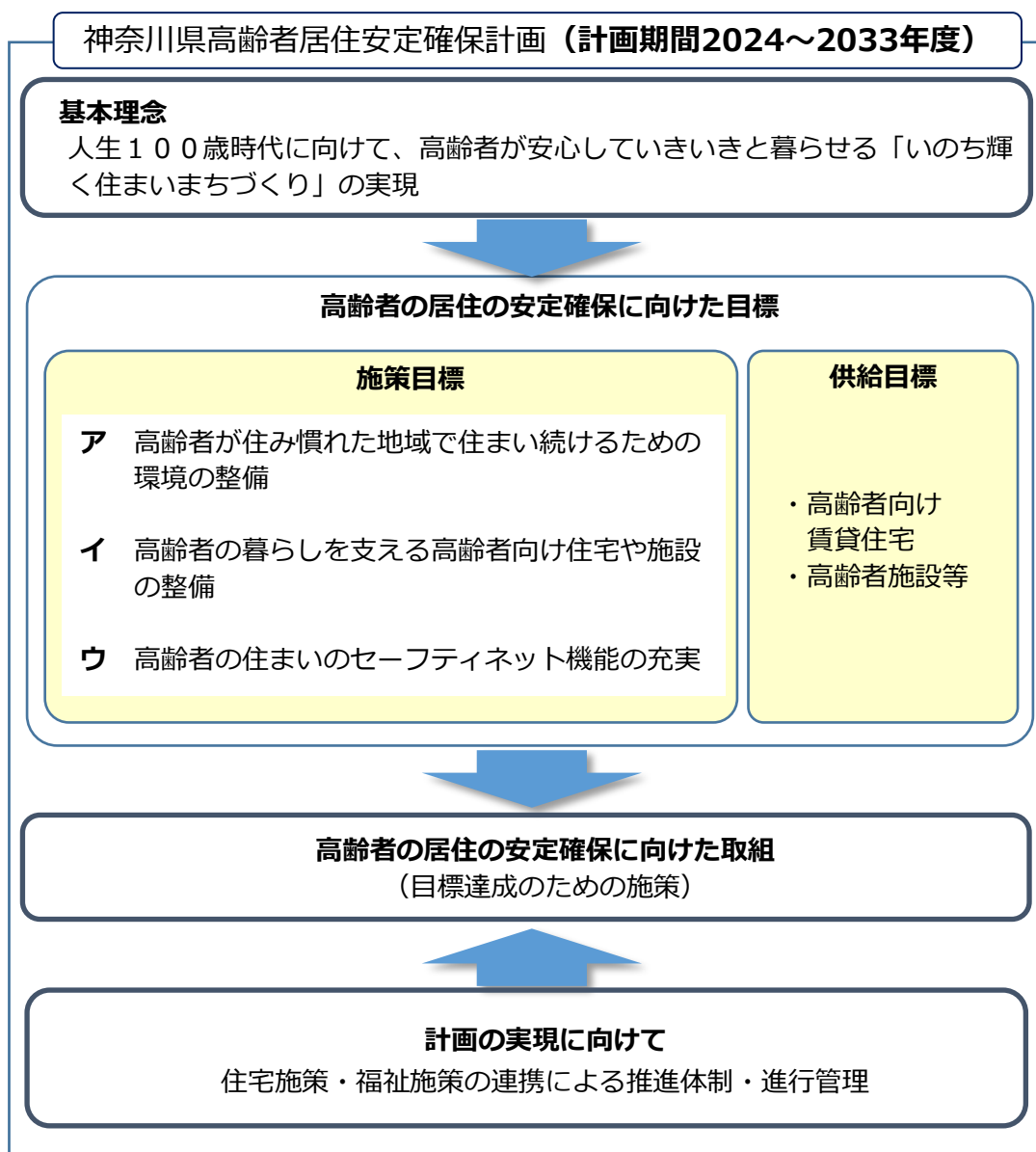
令和6年3月 改定計画の決定

## <別添参考資料>

参考資料4 「神奈川県高齢者居住安定確保計画」改定案



## 神奈川県高齢者居住安定確保計画の構成



## 10 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画の策定について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく基本計画について、案を作成したので報告する。

### (1) 策定の概要

#### ア 策定の趣旨・計画の位置づけ

当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

#### イ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

#### ウ 対象地域

県内全市町村とする。

### (2) 策定のポイント

#### ア いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す計画とする。

#### イ 条例の理念の具現化

条例第3条に規定する条例の基本理念を具現化する計画とする。

#### ウ 当事者目線の徹底

- ・ あらゆる分野において、当事者の目線に立って、計画に盛り込む施策を検討する。
- ・ 基本計画策定に向け、当事者団体等へヒアリングを行うほか、神奈川県障害者施策審議会に新たに当事者部会を設置し意見を伺う。

## エ すべての障害とライフステージを意識

すべての障害を対象とし、切れ目のない支援など障害者のライフステージを意識した計画とする。

## オ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの人生を大切に、その人らしく暮らせる社会をつくることを目標に、一人ひとりの幸福を追求する観点を充実させた計画とする。

## カ 障害者の社会参加の推進

障害者が、主体的に活動を考え、推進できる仕組みを盛り込んだ計画とする。

## キ 多様な主体と行政の連携

民間事業者や障害当事者とその家族、地域住民などと行政が連携し、行政は支援機関としての役割に加え、地域づくりのプラットフォームとしての役割を担う計画とする。

## ク 当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージ

中井やまゆり園における改革など、当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込んだ計画とする。

### (3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和5年10月19日～11月24日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

## エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 293件

(イ) 意見の内訳

内 訳	件数
a 総論に関するもの	37
b 大柱Ⅰ. すべての人のいのちを大切にする取組みに関するもの	54
c 大柱Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組みに関するもの	61
d 大柱Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組みに関するもの	52
e 大柱Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組みに関するもの	50
f 資料（各数値）に関するもの	7
g その他	32
計	293

(ウ) 意見の反映状況

内 訳	件数
a 計画案に反映したもの	72
b 計画案には反映していないが、意見の主旨が既に盛り込んであるもの	6
c 今後の施策や取組の参考とするもの	178
d 計画に反映できないもの	0
e その他（感想・質問等）	37
計	293

(エ) 主な意見

a 計画案に反映した意見

- ・ 地域共生社会を築く幅広い関連団体との連携・協働についても、基本計画の総論の中に明記するとともに、県地域福祉支援計画と連動し、地域共生社会を目指すものとされたい。
- ・ 福祉の仕事は対人援助職という高い倫理観、人権意識が求められる専門性の高い仕事であり、それに見合う身分保障のための人件費の増額、処遇改善の強化を図ること。
- ・ 障害を理由とする差別の解消について、具体的に相談できる

先を記載する。

- ・ 医療的なケアが必要な方は、家族がついていかないと社会活動をするのが難しい場合があり、医師や看護師がいなければならぬため、医療的ケアが必要な方の支援体制を計画に入れていただきたい。
- ・ 当事者が参加する委員会を作らず、パブリック・コメントだけでいいのか。障害種別を超えて、当事者の委員会・部会を作る必要がある。

#### (4) 障害者施策審議会障害当事者部会の主な意見

##### ア 開催日時

令和6年1月25日（木）10：00～12：00

##### イ 計画に関する主な意見

###### (ア) 当事者目線の新たな指標について

- ・ 「普段の生活に不自由がないと思える割合」が基準になるのではないか。
- ・ 「市町村の自立支援協議会に参加している当事者の割合」を採用してはどうか。

###### (イ) 「支援者目線と当事者目線の違いの一例」について

- ・ 自分は目が見えていない。買い物に行くと自分に対して話しかけてもらえない経験を何度もしてきた。県民に伝える一例としてはよいと思う。
- ・ 視覚障害があっても情景がわかるよう、文章も載せてほしい。

###### (ウ) 「県民総ぐるみで地域共生社会を作る」のイメージ図について

- ・ 図を見ただけだと、関係性がわかりにくい。文章を載せてほしい。
- ・ 「醸成」など難しい単語はわからないのでやめてほしい。

#### (5) 今後のスケジュール

令和6年3月 計画策定

#### <別添参考資料>

参考資料5 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」案

## 11 県立愛名やまゆり園の再整備について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の中で、再整備の方向性が示された愛名やまゆり園について、「愛名やまゆり園再整備基本構想」（以下「再整備基本構想」という。）として、再整備に関する考え方をまとめていくこととしているため、現在の状況を報告する。

### (1) 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」での位置付け

大規模、多床室中心の施設であることに加えて、老朽化が進んでいることから、施設の規模縮小と小規模ユニット化にあわせて、再整備を行う必要がある。

### (2) 再整備基本構想の骨格

再整備基本構想に記載する項目のイメージは次のとおり。

＜再整備基本構想イメージ＞

- ・ 今後の県立施設の役割、園の位置付け
- ・ 愛名やまゆり園の概要と沿革、現状と課題
- ・ 再整備に向けた基本的な考え方（目指すべき園のあり方と機能）
- ・ 再整備プランの方向性、スケジュール

### (3) 現在の検討状況

再整備基本構想の策定に向け、現地での工事方法等の検討を進めてきた中で、利用者の仮住居の確保、近隣住民への配慮や、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域であること、また埋蔵文化財包蔵地であることなどの土地利用上の課題への対応が必要となることが明らかになった。

そのため、再整備基本構想（案）については、当初予定していた令和6年3月から、これらの課題を解決した後に、策定を進める方向でスケジュールを見直す。

#### (参考) 施設の概要

所在地	厚木市愛名 1000 番地
運営	指定管理
	〔 指定期間 : 平成28年4月～令和8年3月 〕
	〔 指定管理者 : 社会福祉法人かながわ共同会 〕
定員	120名（短期入所20名を含む）
施設	昭和60年築（築37年）外
部屋	個室35室／2人部屋7室／3人部屋5室／4人部屋16室

## 12 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

### (1) アクションプランに基づく取組状況

#### ア 利用者家族への説明

11月、1月の家族会等でアクションプランについて説明し、次のとおり意見をいただいた。

<主な意見>

- ・ 取組報告だけでなく、例えば「らっかせい」に通いだして、どのような変化があったのか、モニタリング会議に参加して、どのような発言があったのか、そういう利用者の変化を知りたい。
- ・ アクションプランに基づく取組の中で、成育歴や人となりシートは家族にも共有してもらいたい。

#### イ 園と県本庁の取組

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

##### (ア) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、成育歴から利用者の人生を理解し共感するため、次の取組を進めている。

- 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた成育歴の理解と人となりシートの作成
  - ・ 利用者87名中45名のカンファレンスを実施(令和5年12月現在)
- 利用者本人と、園長をはじめとした園職員との面談を実施
  - ・ 利用者69名の面談を実施(令和5年12月現在)
- モニタリング会議に利用者本人が参加
  - ・ 利用者40名が会議に参加(令和5年12月現在)

##### (イ) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

- 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実
  - ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
  - ・ 利用者実人数38名、延べ735名が参加(令和6年1月現在)

- b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組
  - ・ 令和5年7月にキックオフミーティングを開催し、現在、地域の農地を活用し、3か所で農作業を実施
- c 園外の事業所への通所
  - ・ 体験利用を含め、利用者19名が通所（令和6年1月現在）
- (ウ) いのちを守る施設運営
 

利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもち、次の取組を進めている。

  - a 一人ひとりの利用者の健康状態の再アセスメントを実施
    - ・ 健康診断結果を経年の推移で確認
    - ・ 服用している薬の開始時期や目的を再確認
    - ・ 食事リスクのある利用者のリストを作成
  - b 園外の医療機関を受診し、園内では実施できない検査を積極的に行い、体調不良の根本的な原因究明を実施
- (エ) 施設運営を支える仕組みの改善
  - a 利用者満足度調査を実施中
  - b ICF（国際生活機能分類）を活用した研修を実施
  - c 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための取組の一環として全職員を対象にしたアンケートを実施
  - d 他の民間施設へヒアリングを行い、人員配置体制等を検討

## ウ 取組状況の振り返り

- (ア) 取組実績と改善が必要な点
  - a 取組実績
    - ・ 全利用者の半数程度が「らっかせい」を利用したり、園外の事業所へ通所した利用者数は昨年度の2倍になるなど、日中活動の充実が進んでおり、その結果、1名が通所していた事業所近くのグループホームに移行した。
    - ・ 園外活動を通じて、収穫用のはさみを使えるようになった、活動場所までバスで移動ができたなど、本人の新たな可能性が引き出されている。
    - ・ 園外活動によって、利用者の明るい表情、積極的な行動、日々の成長等を職員が目当たりにし、利用者への共感を深めている。
    - ・ 本人の活動状況や嗜好などに関する支援記録が充実してきており、ICFを活用しながら、本人の理解や支援の見直しにつなが



る取組も始まっている。

b 改善が必要な点

- ・ 寮単位や個々の職員単位で見た場合に、支援に対する意識や支援技術にばらつきがみられる。
- ・ その結果、例えば、水道栓を閉める、洗面所の施錠、ポータブルトイレが設置された居室内での食事、扉やカーテンのないトイレ、穴の開いたままの壁など、改善に向けた試行錯誤しながらも、改善に至っていない寮がある。
- ・ また、過去に作ったマニュアルにしたがって、入浴が週3回のみ、水分補給は決まった時間だけなどの支援が継続されており、本人の意思や行動に基づく生活が実現できていない寮もある。
- ・ 今後、一部の寮で進んでいる改善状況を、全園に広めていくことが必要となる。

(イ) 取組を進める中で気付いた課題

a 利用者の機能低下に関する課題

- ・ 園の再整備（平成12年）で入所した20～30代の利用者が現在40～50代の若さで歩行機能の低下により車椅子を利用するようになった。
- ・ 現在、車椅子を利用している利用者24名のうち、16名は、40～50代で、このうち9名は入所後に車椅子を利用していた。

b 栄養に関する課題

- ・ 低栄養が懸念される利用者は36人、食事形態に配慮が必要な利用者は58人と食事リスクのある利用者が多い。

c 医療に関する場面での課題

- ・ 眼科検診で白内障の所見を受ける利用者は年々増加（令和4年度39人、令和5年度42人）しているが、受診して治療等をしている利用者は10名のみである。（令和5年8月現在）
- ・ てんかん薬の処方にあたって、園では定期的に脳波検査をしているが、一部利用者は障害特性のため脳波検査を受けられないと職員が判断し、検査せずに服薬しているケースがある。
- ・ 職員に健康管理に必要な知識が不十分で、日常の生活場面において健康面の変化に気づくことができていなかった。

(2) 第三者による進捗確認

令和6年1月23日に、県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）委員による現地視察を行い、次の

とおりに意見をいただいた。

#### <主な意見>

- ・ らっかせい等、日中活動は賑やかで、活発に行われており、利用者の生活も変わってきていると感じられた。
- ・ 寮内は、居室施錠はほぼ無くなったが、寮やホームの扉は依然として施錠されており、開錠を進めていく必要がある。
- ・ 長時間の居室施錠を行ってきた利用者について、居室施錠が長期に渡ることによって、何らかの疾病により機能低下が著しくなっている。
- ・ タイムアウトの名の下で居室施錠を続けていることは非常に危険で、命を脅かす、全国的な問題として、検証してもらいたい。
- ・ 利用者の昼食開始時間が早い、2時間経つと食事を廃棄、昼を過ぎて外部通院から戻ると補食は提供するが昼食を食べられない場合がある等、現在も漫然と支援者目線の支援が行われている。
- ・ 風呂が好きな利用者で、シャワー浴ができていても、20年間湯船に浸かれていない現実もある。入浴の支援ができる環境・機器も整えていく必要がある。
- ・ 診療所の役割として、各診療科の医師、看護師が上手につながって、利用者の長年の行動制限や高齢化に対応していく必要がある。
- ・ 利用者の医療アクセス、機能低下の課題に向き合い、対応していくことが必要である。
- ・ こうした問題は、中井やまゆり園だけでなく、全国的にも障害者支援施設共通の課題であることを発信していくべきである。
- ・ 外部の目が入って変わってきているが、元に戻らないようにするためには、園だけでなく、県福祉職全体の人材育成が課題である。

### (3) 今後について

- ・ 引き続き、アクションプランに示したスケジュールに基づき、県本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- ・ 令和6年3月頃に第2回アドバイザー会議を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見直す。
- ・ アクションプランの取組やその中で明らかになった課題については、有識者や大学などと連携しながら、必要なデータや記録の収集を開始するなど、地方独立行政法人化後に速やかに研究を始めるための準備を進める。

## 13 県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について

県立直営の「中井やまゆり園」、社会福祉法人かながわ共同会が指定管理者となる「愛名やまゆり園」及び「厚木精華園」における虐待事案、社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況について報告する。

### (1) 中井やまゆり園の事案

#### ア 事案の概要

##### (ア) 概要

- ・ 令和5年10月26日昼食時、民間の支援改善アドバイザーが園内を巡回する中で、居室内にあるポータブルトイレに座り、排泄している利用者（60代女性）に対し、職員（50代女性・40代女性）が服薬、食事支援を行うなどの行為を目撃し、園幹部職員に不適切であると指摘があった。
- ・ 園は、10月27日に園長をトップとする園内検証チームを立ち上げ、事実確認のため、園職員のヒアリングを順次行った。
- ・ 11月2日に改めて幹部会議を開催し、同日に支給決定自治体に電話で第一報を入れ、11月6日、園幹部職員が同自治体に出向き、障害者虐待防止法に基づく通報として受理された。併せて、利用者本人、ご家族に対して、謝罪を行った。
- ・ 12月8日、支給決定自治体より、心理的虐待にあたりと認定された。

##### (イ) その後の検証で明らかになった事実

虐待認定後、園全体で振り返りを行うため、見守りカメラの映像確認や関係職員へのヒアリング等を行ったところ、次の事実が明らかになった。

- ・ ポータブルトイレに座りながら、服薬や食事の支援が行われた利用者は、1時間以上前から、トイレに座っており、この間、職員は、居室の扉のガラス越しに様子を確認するだけで、声かけなどの直接的な支援は行われなかった。
- ・ 服薬支援を行った職員は抗てんかん薬を飲ませようとしたが、昼食時の薬には抗てんかん薬は含まれておらず、この場面で無理に服薬をする必要はなかった。

## イ 虐待が発生した原因等

- ・ 職員の支援は、園の日課を軸に業務が事細かに決められた職員目線の業務対応表や業務対応マニュアルにより行われていた。
- ・ 利用者の状態像のみ着目され、体調が悪く、居室でポータブルトイレを使用することは仕方がない、やむを得ないという発想が潜在的にあり、利用者の行動に対する理解が不十分だった。
- ・ 居室でポータブルトイレを使用することが常態化していた。
- ・ 利用者が何の目的で、いつから、どのような薬を服用しているのかといった基本的な医療情報が園内で共有されておらず、薬の処方内容を理解しないまま、服薬支援が行われていた。
- ・ 事案発生直後に速やかに事実確認や原因究明の徹底が行われず、事実の把握が不十分であった。

## ウ 再発防止に向けた取組

- ・ 利用者目線に立って、業務対応表・業務対応マニュアルを改善していく。また、マニュアルに縛られることがないように、業務対応表を使う上での注意点を職員間で共有する。
- ・ 職員が利用者を知るため、成育歴などから本人のこれまでの人生を理解し、職員間で共有し、利用者支援に活かす。
- ・ 薬の処方内容の確認を徹底し、園内の福祉部門と医療部門の連携体制の改善を図る。
- ・ 事案発生後に、園・県本庁による検証チームを直ちに組織し、関係職員による事実確認、原因究明、再発防止に迅速に取り組む。

## (2) かながわ共同会が運営する指定管理施設の事案について

### ア 愛名やまゆり園

#### (ア) 事案の概要

##### a 令和5年11月に発生した事案の概要

- ・ 令和5年11月2日、生活支援員（30代男性）が利用者（20代男性）に対して蹴る、叩く、足をかけて転倒させるといった暴力行為で骨折させた。
- ・ 11月10日、支給決定自治体から、身体的虐待にあたりと認定され、改善指導が行われ、園は、改善計画書を提出した。
- ・ 当該職員は逮捕、起訴されている。

##### b 園と県本庁による点検で発覚した事案

園と県本庁で、他に不適切な支援がないか見守りカメラにより

点検した結果、利用者を骨折させた職員による3つの事案を確認した。この3事案について、支給決定自治体と警察に直ちに通報した。その後、支給決定自治体から虐待認定が行われた。また、横浜地方検察庁はこれら3事案を追加で起訴した。

- (a) 令和5年5月19日、トイレから廊下に出た利用者を押さえ込み、トイレに連れ込んだ。
- (b) 令和5年6月26日、床に座っていた利用者を足等で身体を強く押した。また、利用者の身体を足で強く押し続けた。さらに、利用者の臀部を蹴った。
- (c) 令和5年10月28日、立ち上がる利用者をソファに押し付けるなどした。さらに、居室に戻ろうとした利用者の顎を叩き、その反動でドア枠に右目尻をぶつけ、裂傷を負わせた。

c 令和5年12月に発生した事案の概要

- ・ 令和5年12月16日の昼食時、職員(30代男性)が居室内で食事介助を行っていた際に、利用者(50代男性)の食事摂取が進まないことに苛立ち、威嚇のためにスプーンを振り上げ、振り下ろしたところ、利用者の額に当たり負傷・出血した。
- ・ 園は当該職員から報告を受け、ヒアリング調査で事実を確認し、同日、支給決定自治体に、障害者虐待防止法に基づき通報した。
- ・ また、当該職員へのヒアリングを進める中で、他利用者のタンスから衣類を出して着ようとした利用者(40代男性)に対し、厳しい命令口調で制止したことを申し出たため、12月27日に支給決定自治体に障害者虐待防止法に基づき、追加で通報した。
- ・ 支給決定自治体は、前者については身体的虐待及び心理的虐待、後者については心理的虐待にあたるそれぞれ判断し、令和6年2月2日に、同園に再発防止策の提出を求めた。

(イ) 虐待が発生した原因等

- ・ 園の運営や支援に関する方針を支援員に浸透させることができていなかった。
- ・ 人権意識の向上、支援に関する知識、ストレスや感情をコントロールするための研修を受けていたが、実践の場面では活かされなかった。
- ・ 当該職員一人で寮内の利用者支援にあたることで、職員に焦りが生まれ、また、他の職員に応援を頼みづらいという意識が職員にあった。

- ・ 管理職は職員が一人で支援にあたる状況を把握していながら、柔軟な応援体制を組むなどのマネジメントが欠如していた。
- ・ 利用者をスプーンで負傷させた職員は、指定管理者が行った支援の振り返り調査で、「時折感情的になることもある」と回答していたが、未然に防止することができなかった。
- ・ これまで見守りカメラの活用が徹底されていなかったことで、事故の早期発見や未然防止に繋がらなかった。

## イ 厚木精華園

### (ア) 事案の概要

- ・ 令和5年4月28日、生活支援員（50代男性）が行った、利用者（80代男性）の行動を制止しようとする中、床に引き倒すなどの行為が、同年8月25日、支給決定自治体から、身体的虐待及び心理的虐待にあたりと認定され、改善指導が行われた。
- ・ 園は、9月末、支給決定自治体に改善計画書を提出した。

### (イ) 虐待が発生した原因等

- ・ 利用者の行動を力任せに制止する職員目線の支援が行われ、当事者目線の支援が徹底できていなかった。
- ・ 事案発生直後、周囲の職員は利用者の安全確保を第一に行動ができておらず、その場で指摘し合える、職員間で円滑にコミュニケーションを取れる職場環境になっていなかった。
- ・ 園で虐待防止研修を行っていても、知識・認識が備わらず、効果的な研修ができていなかった。また、職員の支援上の課題等について、法人として十分に把握していたにも関わらず、職員指導ができていなかった。

## ウ 再発防止に向けた取組

### (ア) かながわ共同会の取組

愛名やまゆり園及び厚木精華園で虐待事案が発生したことを受けて、次の取組を進めている。

- ・ 法人全職員に対する支援の振り返り調査の実施
- ・ 振り返り調査の結果をもとに幹部職員と現場職員との面接
- ・ 職員間の状況共有や応援調整を迅速に行うためのインカム導入
- ・ 理事長自らによる現場職員との意見交換
- ・ 外部有識者らによる第三者委員会を設置しての検証

### (イ) 県本庁の取組

- ・ 職員の暴言等の心理的虐待も確認できるよう、愛名やまゆり園をはじめ、各園の見守りカメラに音声録音機能を順次追加する。
- ・ 11月6日以降、愛名やまゆり園に対して、障害者総合支援法に基づく特別監査及び指定管理基本協定に基づく随時モニタリングを実施しており、今後、改善に向けて必要な指導等を行っていく。

### (3) 県立施設における再発防止等の取組状況

#### ア 園と県本庁による不適切な支援の点検

- ・ 県本庁は、福祉子どもみらい局が所管する県立施設に対して、利用者が負傷した事故報告等のうち、職員が直接確認できていない事案などについて、不適切な支援が原因でないか、改めて検証するよう指示した。
- ・ 県本庁も見守りカメラの映像確認等により再検証している。

#### イ 未然防止・再発防止に向けた取組

これまで県立施設で発生した虐待事案を受け、全ての県立施設と県本庁とで、未然防止・再発防止策の検討を進めている。

	課題	課題解決に向けた取組
意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員目線の業務対応表・マニュアルが支援の根底になっている</li> <li>・ 園の理念や支援方針が現場支援員に浸透していない</li> <li>・ 人権意識、支援技術、アンガーマネジメント等、必要な知識や技術が不足している</li> </ul>	(県立施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務対応表・マニュアルの抜本的な見直し</li> <li>・ 理念研修等による理念の浸透</li> <li>・ 体系的な研修と効果検証</li> </ul> (県本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害当事者や家族を講師とした階層別研修を実施</li> </ul>
知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成育歴等、利用者の理解が不十分</li> <li>・ 薬の処方内容といった基本的な医療情報の理解が不十分</li> </ul>	(県立施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思決定支援の推進</li> </ul> (県本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICF を活用した研修の実施</li> </ul>
実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの利用者は依然として、寮内で生活が完結している</li> </ul>	(県立施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職住分離の徹底等、地域での活動を前提とした日中活動の見直し</li> </ul>

<p>検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者本人の思いに立って検証できていない</li> <li>・ 徹底した事実確認及び原因究明が行えていない</li> <li>・ 見守りカメラが支援の向上や不適切な対応の未然防止・早期発見に活用されていない</li> <li>・ 県の運営指導が曖昧で、一貫した指導ができていない</li> <li>・ さらに不適切な支援や虐待が疑われる事案がないか検証が必要である</li> </ul>	<p>(県立施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守りカメラの映像確認、現場再現による検証の徹底</li> <li>・ 虐待防止マニュアル等で、園の具体的な対応を明確化</li> <li>・ 定期的な支援の振り返り等による見守りカメラの活用</li> </ul> <p>(県本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営指導、対応方針の明確化</li> <li>・ 定期的な見守りカメラの映像確認</li> <li>・ 見守りカメラに集音機能追加</li> </ul>
<p>マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園幹部と支援員の風通しの悪さ</li> <li>・ 職員を孤立させてしまう職員配置・人員体制</li> <li>・ 状況に応じた柔軟な応援体制が組めない</li> <li>・ 寮内に外部の目が入りづらい閉鎖的な環境がある</li> </ul>	<p>(県立施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹部職員等による定期的なラウンド</li> <li>・ 現場職員との定期面談</li> <li>・ 他セクションとの交流促進</li> <li>・ 全園での柔軟な応援体制構築</li> <li>・ 第三者委員等による園内ラウンド</li> </ul> <p>(県本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な園内ラウンド、会議等への参画</li> <li>・ 県本庁による県立施設職員相談窓口の開設</li> </ul>

#### (4) 社会福祉法人同愛会が運営する事業所における虐待事案の対応状況 ア 事案の概要

令和4年11月に横浜市内の事業所で利用者が職員に暴力を振るった際に、制止のために職員が首あたりを圧迫するなどの行為と、令和5年8月に同市内の別の事業所の職員が、利用者に複数回膝蹴りなどの暴力を振るった行為が、横浜市から身体的虐待等と認定された。



## イ 県本庁及び同愛会の対応状況

(第三者によるアンケート調査委員会)

- アンケート調査は、職員約1,600人を対象に実施し、約1,150件の回答があった。
- 調査委員会は、現在までに4回開催され、アンケート結果の検証、分析が続けられており、今後、同法人に提言が行われる予定である。
- また、同委員会では利用者に対するアンケート調査の方法についても検討を行う予定である。

(再発防止に向けた取組状況)

- 法人では、個々の事業所における虐待防止委員会の委員に障害当事者を選任している。また、個々の事業所における虐待防止委員会の設置に加え、法人全体を総括する虐待防止委員会を設置して、虐待防止に向け、改善策や研修などの情報の共有化等を図っている。
- 平成30年度より職員の採用時に「虐待に関する誓約書」への署名を求め、これを利用者代表に提出していたが、今回、平成30年度以前に採用した職員も含め全職員が取り交わすよう取組を進めている。

## 14 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の改定について

平成31年3月に策定した「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について、計画期間を5年（平成31年度～令和5年度）としているため、本県におけるホームレスの現状等を踏まえ、改定を行うこととし、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和5年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告  
12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
～令和6年1月

### (2) 改定のポイント

#### ア ホームレスの人権擁護

ホームレスの人権尊重を本計画の基本目標に掲げ、ホームレスの意思や自己選択を尊重し、差別や排除のない地域共生を推進する。

#### イ 当事者目線に立った支援

各種施策の実施にあたっては、当事者の目線に立ち、ホームレスの方の様々な背景にも配慮したきめ細やかな支援を推進する。

#### ウ 多様性に配慮した支援

個々の違いや多様性を認め合い、互いの人権を尊重する理念を踏まえた支援を推進する。

#### エ ホームレスになるおそれのある方への対応

ネットカフェ等の終夜営業店舗で寝泊りする等の不安定な居住環境にある方について実態把握に努め、必要な施策を検討する。

#### オ 生活困窮者自立支援法に基づく施策の着実な推進

同法に基づく施策に取り組む自治体に対して、先進的な事例やノウハウの情報提供を行い、一自治体での取組が困難な事業の共同実施等の働きかけや国に対する財政的支援の拡充の要望などにより、各種施策の着実かつ効果的な実施を推進する。

### (3) 素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和5年12月22日～令和6年1月22日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体への周知等

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

#### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 67件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 「第1 計画の基本的考え方」に関するもの	1
b 「第2 現状」に関するもの	12
c 「第3 ホームレス自立支援施策の推進方策」に関するもの	40
d 「第4 ホームレス自立支援施策の推進体制」に関するもの	3
e その他	11
計	67

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
a 計画案に反映したもの	27
b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	5
c 今後の施策や取組の参考とするもの	18
d 計画には反映できないもの	0
e その他(感想・質問等)	17
計	67

(エ) 主な意見

a 計画案に反映した意見

- ・ ホームレスも多様化しており、日本語のわからない人が多くはないが存在するので、多言語化が必要。
- ・ 「県・市町村の連携」について、「取組に関する必要な情報共有」以外にどのような方法があるか、具体的に示してはどうか。

b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見

- ・ 公営住宅なども活用しやすいよう、連帯保証人や緊急連絡先などの確保に課題がある人も、入居できるようにすべき。

c 今後の施策や取組の参考とする意見

- ・ 支援団体の持っているノウハウこそが、「多様化する個々の実情に配慮した相談支援」である。支援団体を活用した研修会の実施を検討してほしい。

e その他（感想・質問等）

- ・ 人権について丁寧に書いてあり、理念は素晴らしいが、実効性のある施策をできるかどうかが大切。しっかり行動で表してほしい。
- ・ 多様性、人権を尊重する理念を踏まえた支援の推進について賛成する。

(4) 素案からの主な変更点

パブリック・コメントで指摘のあった箇所について、文言の修正や、具体的な説明を追記した。

- ・ 多言語への対応の取組を追加した。
- ・ 県・市町村の協力関係の構築について追記した。

(5) 今後のスケジュール

令和6年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料6 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」  
改定案（令和6年度～令和10年度）

## 15 生活困窮者対策の取組について

知事を本部長とする生活困窮者対策推進本部の令和5年度の取組のうち、主に福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

### (1) 令和5年度の主な取組状況

生きづらさや暮らしにくさを抱えながら、声を上げない・あげられない方に積極的にアプローチするための事業に取り組んだ。また、電気代・ガス代等の高騰による支援団体の負担を軽減するための支援金を支給した。

区分	予算額	主な事業	進捗、主な実績
令和5年度当初予算	7億9,186万円		
	深刻な課題を抱える子ども・若者への支援	子ども食堂協力金の支給	支給決定 第1期 73件、第2期 30件 第3期 95件（1月末時点）
		県立高校での朝夕食の提供	朝食提供 3校 （あと1校は3月から開始で調整中） 夕食提供 13校（定時制）
		若者の社会への巣立ちを応援するNPOの取組を支援	11団体を通じ、大学等の受験料、就職活動の準備費用等を184人に支援（1月末時点）
		生活困窮者支援制度の普及啓発	ポータルサイトの閲覧数 59,779回、出前講座の開催5回（1月末時点）
	女性への支援	女性相談室	電話相談 1,120件（1月末時点）
		女性総合相談	電話相談 2,053件、LINE相談 320件 生理用品配布 706個（1月末時点）
		DV被害者支援団体の体制支援	5団体に補助金を交付し支援（1月末時点）
	孤独・孤立に陥っている方への支援	ひきこもり等への支援	LINE相談 619件（12月末時点） 電話相談 1,973件（12月末時点）
		ヤングケアラーの支援	LINE相談 211件、電話相談 46件 ケアラーズカフェの立ち上げに係る経費補助 3か所（1月末時点）
	共助の推進に向けた仕組づくり	NPOと企業等とのマッチングを支援	かながわSDGsパートナーミーティングで企業等との連携に向けたマッチングを促進

区分	事業	予算額	進捗、主な実績
5 予月 算補 正	生活困窮者支援 団体等の光熱費等 に対する支援	【上半期】 4,496万円	合計 921 団体に支給（12 月末時点） 【内訳】 生活困窮者支援団体 44 団体 女性支援団体 7 団体 ひきこもり等支援団体 60 団体 高齢者団体等 810 団体
12 予月 算補 正		【下半期】 5,996万円	12 月から受付を開始し、関係団体に周知している。

## (2) 今後の取組

### ア 孤独・孤立対策の充実・強化

令和5年5月に、孤独・孤立対策推進法が制定され、地方公共団体の責務として、関係者相互間の連携と協議の促進や、孤独・孤立対策に対し関心を高め、理解を進めるための施策の実施等が求められている。

県では令和6年4月の法施行を踏まえ、市町村、孤独・孤立対策に取り組むNPO、地域企業等と連携・協議の場を立ち上げ、県主導で孤独・孤立や生活困窮に対する官民連携の支援のモデル例をつくり、市町村への普及を図っていく。

### イ 令和6年度当初予算案に計上した事業の着実な推進

新型コロナウイルス感染症の感染法上の取扱いが5類に移行した後も、依然としていきづらさや暮らしにくさを抱えながら、声をあげない・あげられない多くの「子ども・若者」「女性」「孤独・孤立に陥っている方」がいる。

県は引き続き、生活困窮者対策推進本部でしっかりと進捗管理しながら、こうした方々の目線に立った具体の支援策を着実に推進していく。